

旅館業許可申請書（２部→１部受付印押印で返却）

添付書類（必須のもの）

① ※法人が申請の場合

- **登記事項証明書**（原本）及び定款(会社・社団法人)＜定款の目的の記載チェック＞又は寄附行為＜同様に目的✓/原本証明＞の写しや理事会の議事録など
- **申請者に関する書類＜役員名簿＞**（氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所、法人名、役職）※様式あり

② ● **営業施設周辺の見取図**（縮尺 1／2,500 程度）

- 施設の建物を中心として半径 300m、200m、110mの同心円を引き、200m以内にある学校、児童福祉施設、社会教育施設(図書館、公民館、博物館等)、公園等の場所を明示すること。
- 営業施設が都市計画法上の用途地域のうち商業地域にある場合は、200m以内にある病院等（風営法第 28 条第 1 項に規定する施設）の場所を明示すること。

③ ● **建物の配置図**（縮尺 1／100～1／200）

敷地境界、建屋・施設等の配置、入口、駐車場等を明示すること。

④ ● **各階の平面図**（縮尺 1／100～1／200）

- ロビーについては、内法寸法を記入した詳細図（求積図）を添付すること。
- フロント、リネン室並びに共同浴室、便所及び洗面所の位置を明示すること。
- 地下階、屋上階の図面も添付すること。

⑤ ● **客室の詳細図**（縮尺 1／50～1／100）

- ベッド（ベッド幅、階層式寝台の高さを記入すること。）、デスク、ソファー、更衣戸棚（壁掛けフック等）、大型の鏡、浴槽、洗面設備、トイレ等を正確な位置に明示すること。

- ⑥ ● **客室及び寝室の求積図**（縮尺 1／50～1／100）
- すべてのタイプの客室について、客室及び寝室面積を内法寸法で求積すること。求積に用いた寸法が分かるように作成すること。
- ⑦ ● **フロント展開図**（縮尺 1／20～1／50）
- 受付台の幅、高さ、長さ、上方空間の長さを明示すること。
- ⑧ ● **リネン室詳細図**
- 棚等の位置、構造、寸法を明示すること。（施錠管理している場合は、鍵の設置位置も明示すること。）
- ⑨ ● **外観の立面図**（縮尺 1／100～1／200）
- 建物 4 面について、外観、屋根、広告物(看板等)の外観の形状、材質及び色彩（マンセル値）を明示すること。
- 広告物(看板等)については詳細図をつけること。
- ※既存建物において変更を行わない場合は 4 方向からの写真を添付することで一部資料の省略可能。
- ⑩ ● **空調及び換気系統図**
- 客室及び廊下部分等の給排気の流れを明示すること。
- ⑪ ● **客室数・定員一覧**
- 客室タイプ、定員数並びに寝具の種類、幅及び個数を記入したものを各階毎に記入すること。
- ⑫ ● **断面図**
- 各階の用途を明示すること。
- ⑬ ● **共同浴室（一人用浴室を除く）がある場合、各浴槽の配管系統図・機械室の詳細図**
- 集毛器、ろ過機、熱交換器、消毒設備、貯湯槽、ブロアー、水位計等の設備の位置を明示すること。
- ろ過機の仕様（ろ材、処理能力等）が分かる資料も添付すること。

⑭ ● 従業員の体制・チェックイン・出入確認の方法の詳細を確認できる資料 ※様式あり

- 宿泊者等の出入および本人確認方法(鍵の受け渡し方法含む)、 緊急時の対応方法等の詳細を明示すること。
- 自動チェックイン機等を使用する場合は、機器の仕様書も添付すること。
- 宿泊施設及び管理事務所における人員体制について明示すること。

⑮ ● 新築の場合、工事完了検査済証の写し

既存建築物を用途変更する場合、 用途変更に係る確認済証の写し（200 m²を超える場合）又は 建築基準関係規定に適合している旨の建築士の証明書（200 m²以下の場合）

添付書類（場合によって必要となるもの）

⑯ ● 給排水の系統図

- 市上水道から直接給水を行わない場合（貯水槽を設ける場合、市上水道以外の水を使用する場合等）のみ。

⑰ ● 水質検査成績書

- 市上水道以外の水を使用する場合のみ。

⑱ ● 委任状

- 申請者以外の者が申請等を行う場合のみ。（押印必須）

ICT 機器等による玄関帳場代替設備を有する場合

⑲ ● 管理事務所詳細図

- 付近見取り図、営業施設までの経路及び所要時間（移動手段を明記すること）を明示すること。
- 平面図、断面図、設備（受付台やモニター、通話機器等の機器類含む）の配置等を明示すること。

⑳ ● 撮影機器の仕様書（宿泊者等の出入り確認用、本人確認用）

- 撮影機器の設置場所及び機能が分かるもの(モニター等付帯設備含む)。 録画による対応を行う場合は、録画可能期間が確認できる資料。

②1

- **通話機器の仕様書**

- 営業施設及び管理事務所に設置する通話機器の機能がわかるもの。

②2

- **緊急連絡先の表示の詳細**

- 表示内容を明示すること。
- 営業施設及び管理事務所における表示場所を明示すること。